

事務連絡
令和5年8月15日

都道府県
指定都市
各 中核市
児童相談所設置市
小児慢性特定疾病対策担当課 御中

厚生労働省健康局難病対策課

小児慢性特定疾病に係る医療意見書の取り扱いについて

小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、小児慢性特定疾病医療費助成の支給認定の申請書に添付する医療意見書については、「小児慢性特定疾病医療費の支給認定について」（平成26年12月3日付け雇児発1203第2号）により、小児慢性特定疾病対策のポータルサイト「小児慢性特定疾病情報センター」のHPに掲載している医療意見書を活用することとしておりますが、今般、別紙のとおり、新たな医療意見書（以下、「新医療意見書」という。）として、令和5年10月1日から変更することとしましたので、今後の取り扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新医療意見書の使用開始予定時期

- ・新医療意見書の使用開始時期：令和5年10月1日

2. 現在までの医療意見書の経過措置の取扱いについて

現在までの医療意見書は、更新の案内等で小児慢性特定疾病医療費の申請者に対し既に送付しており、今後、申請者が指定医による診断を受け作成するケース等が想定されることから、医療意見書の再提出などによる申請者の負担を考慮し、当面の間、使用できることとする。

【連絡先】

厚生労働省健康局難病対策課小児慢性特定疾病係
T E L : 03-5253-1111 (内線 7937) 大成・丸山
夜間直通 : 03-3595-2249
E - m a i l : shouman@mhlw.go.jp